

富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱
(令和八年八月二十七日からの大雨による災害)

(趣旨)

第1条 知事は、令和八年八月二十七日からの大雨による災害により被害を受けた事業者に対し、施設等の復旧整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、被災事業者事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、県内に主たる事業所等を有する者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

2 この要綱において「小規模企業者」とは、県内に事業所等を有する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業者等」とは、第1項に規定する「中小企業者」、第2項に規定する「小規模企業者」等をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和八年八月二十七日からの大雨による災害により、中小企業者等が所有する施設又は設備（以下「施設等」という。）の損壊等の物理的な被害が生じ、地域経済が停滞する事態にある場合に、中小企業者等が実施する施設等の復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、大雨による災害からの地域経済の復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる経費は、令和八年八月二十七日からの大雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった施設等のうち、事業を行うのに不可欠なものの復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であつて、知事が補助の対象としたものとする。

2 前項の経費には、事業の実施に不可欠な範囲で、施設等の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。

3 前2項における補助対象経費については、別表1のとおりとする。

- 4 中小企業者等が令和八年八月二十七日からの大雨による被害を受けた日以降で交付決定の前に着手した事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助率等)

第5条 補助金の事業者区分別の補助率は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の上限額は、1事業者あたり1,500万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 前項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、消費税等仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)である場合(ただし、ウに該当する場合であっても、経営に支配力を有しないと認められる場合を除く。)

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 役員等(補助対象者が個人である場合にはその者を、補助対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

- (3)暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
 - (4)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (6)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (7)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
 - (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
 - (9)営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (10)県税を滞納している者
 - (11)補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者
- 5 知事は、前項第2号から第7号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付決定）

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)又は補助事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)をする場合には補助事業の変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業の遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に規定する承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算
払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第18条 知事は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助事業者に
対して報告させ、又は、補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類
その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（交付決定の取消し等）

第19条 知事は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請
があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決
定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分
若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした
場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続
する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (6) 補助事業者が、第15条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報
告書を提出しなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る
部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部
又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が
増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもっ
て管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなけれ
ばならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その取得財産管理台帳（様式第8号）を
設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号に定める知事が指定する財産
は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の
財産とし、規則第19条第1項第3号に定める知事が指定する財産は、船舶、航

空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにその従物とする。

- 2 規則第19条第1項に定める財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年経済産業省告示第64号）別表の一の項に準じるものとする。
- 3 補助事業者は、処分を制限された前項の財産の処分を行うときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、取得財産等の残存価値額又は取得財産等を処分することにより得た収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他必要な事項）

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年10月2日から施行し、令和8年8月27日から適用する。

別表 1

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第 3 条の目的の範囲内で事業の実施に不可欠と認められる施設
設 備	事業の用に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するもの

- ・ 上記の施設又は設備の復旧・整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な改良工事等に要する経費を加えることを妨げない。なお、補助対象経費は施設又は設備の原状回復に必要な経費を上限とする。
- ・ 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達・設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・ 災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は共済金の額を補助対象経費から控除する。

別表 2

事業者区分	補助率
中小企業者	1 / 2
小規模企業者	2 / 3

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和8年度富山県被災事業者事業継続支援補助金交付申請書

令和8年度において富山県被災事業者事業継続支援事業を下記により実施したいので、富山県被災事業者事業継続支援補助金を交付されるよう富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | | |
|---------------|---|-------------|
| （1）補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| （2）補助対象経費 | 金 | 円 |
| （3）補助金交付申請額 | 金 | 円（千円未満切り捨て） |

2 補助事業の目的及び概要

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

4 補助事業完了予定期日

令和 年 月 日

管理番号：「 」

様式第2号（第10条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和8年度富山県被災事業者事業継続支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）
（前回までの申請額 金 円）

2 変更の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

管理番号：「 」

様式第3号（第12条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和8年度富山県被災事業者事業継続支援補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

管理番号：「 」

様式第4号 (第13条関係)

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八郎 様

(申請者)
住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

令和 8 年度富山県被災事業者事業継続支援補助金遅延等報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業について、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 補助対象経費
- 5 遅延又は困難な理由及び原因
- 6 今後の措置
- 7 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

管理番号：「 」

様式第5号（第14条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

(申請者)
住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

令和8年度富山県被災事業者事業継続支援補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業の令和 年 月 日現在の遂行状況について、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

区 分	①補助事業に 要する経費	②補助対象経 費	③交付決定額		④自己負担額 (②－③)	完了予定 年月日
			決定額	実績額		
施設費	円	円	円	円	円	
設備費	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

管理番号：「 」

様式第 6 号（第15条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和 8 年度富山県被災事業者事業継続支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で交付決定の通知があった上記補助事業について、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第15条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

管理番号：「 」

様式第 7 号（第17条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

(申請者)
住 所
名称 (氏名)
代表者職氏名

令和 8 年度富山県被災事業者事業継続支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で額の確定の通知があった上記補助事業について、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

振込口座

振 込 先				銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	金融機関 コード(※1)				支店コード(※1)				
	店番(※2)			預 金 種 類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
					☐	☐	☐	☐	
	口座番号								
	(フリガナ) 口座名義								

- ※ 1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
※ 2 振込先をゆうちょ銀行とする方は記載をお願いします。
※ 3 記入いただいた情報は本補助金に関する業務にのみ使用します。

管理番号：「 」

(様式第 8 号)

富山県被災事業者事業継続支援補助金 取得財産等管理台帳

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

No.	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. この台帳記載の対象となる取得財産等は、補助事業により取得し又は効用の増加した富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第21条第1項に定める財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 処分制限期間は、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

様式第9号（第21条関係）

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和8年度富山県被災事業者事業継続支援補助金財産処分申請書

令和 年 月 日付け富山県指令地振室第 号で額の確定の通知があった上記補助事業により取得した財産を処分したいので、富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第21条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

（1）処分する財産名及び数量 ※取得財産管理台帳を添付すること

（2）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

管理番号：「 」